

# ゆあさクーポン（第6弾）配達のご案内

問 ふるさと振興課 商工観光係 TEL64-1112

クーポンは、2月中旬頃から配達を開始します。

（右の封筒に入れて、ゆうパックで送付します。）

配達のため複数回訪問してもお届けできない場合は、不在票が投函されます。そのため、不在により近隣のご家庭と配達日が異なる場合があります。

まだクーポンを受け取っていないご家庭で、不在票が投函されていない場合でも、必ず再配達されますので、しばらくお待ちください。



▲クーポン(中小規模店専用券)



▲クーポン(共通券)

## 取扱店の皆さまへ



取扱店のポスターをお送りしましたので、町民の方に分かりやすいように、店先や店内にポスターの掲示をお願いします。



▲湯浅町ホームページ

※最新の情報は湯浅町ホームページをご覧ください。

# 物価高対応子育て応援手当のご案内

問 健康推進課 保健子ども係 ⑧⑨番窓口 TEL65-3008

本手当は、物価高の影響を特に強く受けている子育て世帯を支援し、子どもたちの健やかな成長を応援するため支給される手当です。

## ■対象児童

- ①令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分）の児童手当の支給対象児童  
②令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に出生した児童

## ■申請方法

- 原則申請は不要です。  
ただし、次の方は申請が必要です。  
・本手当を希望しない方  
・児童手当受給口座を変更する方  
・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者  
・所属庁から児童手当を受給している公務員  
・10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者  
・DV被害により避難している方



▲湯浅町ホームページ

※最新の情報は湯浅町ホームページをご覧ください。

## ■支給対象者

- 上記①の児童手当受給者
- 上記②の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

## ■支給額

対象児童1人につき2万円（1回限り）

## ■支給時期

3月末ごろより順次支給予定

※支給対象者の方には本手当に関する案内を2月下旬から3月上旬頃より送付予定です。詳細はそちらをご確認ください。  
※公務員の方は所属庁に手続きについてご確認ください。